

# 政省令等改正（2012年8月1日施行予定）の概要

平成 24 年 7 月  
経済産業省貿易管理部  
安全保障貿易管理課

## I. 改正趣旨

大量破壊兵器及び通常兵器の不拡散の観点から、安全保障に係る輸出管理については、我が国を含めた主要国が参加する国際輸出管理レジーム会合【参考1】において輸出規制すべき対象が合意されている。

我が国においては、合意内容を担保するため、技術については、これを外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）25条の下に定められる政令（外国為替令。以下「外為令」という。）に、貨物については、これを外為法48条の下に定められる政令（輸出貿易管理令。以下、「輸出令」という。）に規定することで、輸出規制の対象としている。【参考2】

各レジームにおける今般の合意を受けて、輸出令及び関連省令・告示・通達の改正を行うことにより、輸出規制の対象となる技術及び貨物を追加・削除し、併せて、その他所要の改正を行う。

なお、本政省令等改正の施行日は平成24年8月1日を予定している。

### 【参考1】国際輸出管理レジームの概要

NSG	「Nuclear Suppliers Group」の略。1974年におけるインドの核実験成功を背景に、核兵器の製造等に使用される可能性のある製造設備等の輸出規制を行うことを目的として発足。参加国数は46か国。
AG	「Australia Group」の略。イラン・イラク戦争における化学兵器使用を背景に1985年に発足。化学・生物兵器の原材料及び製造設備等の輸出規制を行うことが目的。参加国数は40か国。
MTCR	「Missile Technology Control Regime」の略。1980年代初頭におけるミサイル開発の活発化を背景に大量破壊兵器の運搬に寄与し得るミサイル、その部分品及び製造設備等の輸出規制を行うことを目的として1987年に発足。参加国数は34か国。
WA	「The Wassenaar Arrangement」の略。地域の安定を損なうおそれのある通常兵器（核・生物・化学兵器及びその運搬手段であるミサイル以外の兵器）の過剰な蓄積を防止する観点から輸出管理を行うことを目的として1996年に発足。参加国数は41か国。

## 【参考2】関係法令及び略称

### 【法律】

外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）：**外為法**

### 【政令】

○ 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）：**輸出令**

○ 外国為替令（昭和55年政令第260号）：**外為令**

### 【省令】

● 輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成3年通商産業省令第49号）：**貨物等省令**

● 貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号）：**貿易外省令**

### 【告示】

➤ 輸出貿易管理令第4条第1項第2号のホ及びヘの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物（平成12年通商産業省告示第746号）：**無償告示**

➤ 輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物（平成13年経済産業省告示第758号）：**告示貨物**

➤ 貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第12号、第13号及び第14号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物（平成21年経済産業省告示第307号）：**使用技術告示**

➤ 輸出貿易管理令第四条第一項第六号の規定に基づき、貨物の仕様及び市場における販売の態様からみて特にその輸出取引の内容を考慮する必要がないものとして経済産業大臣が告示で定める貨物（平成二十二年経済産業省告示第四十四号）：**市販暗号告示**

### 【通達】

◇ 輸出管理内部規程の届出等について（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第6号・輸出注意事項17第9号）：**内部規程**

◇ 輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について（平成24年4月2日付け貿局第1号・輸出注意事項24第18号）：**提出書類通達**

◇ 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（平成4年12月21日付け4貿局第492号）：**役務通達**

◇ 輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）：**運用通達**

◇ 包括許可取扱要領（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）：**包括要領**

◇ 直線軸位置決め精度の申告値について（平成21年11月20日付け貿局第3号）：**申告値通達**

## II 改正内容

### (1) リスト規制関係の改正

#### 武器関連（1項関係）

##### ■ 火薬又は爆薬の安定剤の解釈規定の改正

当該貨物の解釈規定「P-ニトロメチルアニリン」について、大文字の「P」を小文字の「p」に改正する。

- ・ 運用通達の1の項【通達】

#### 原子力関連（2項関係）

##### ■ 放射線を照射した核燃料物質の分離用等に設計した装置の解釈規定の精緻化

放射線を照射した核燃料物質・核原料物質の分離用又は再生用に設計した装置の解釈規定について、NSGの規定をより明確化する観点から、解釈規定の精緻化を行う。

- ・ 運用通達の2の項【通達】

#### 化学・生物兵器関連（3項、3の2項関係）

##### ■ 化学兵器製造関連装置に係る解釈規定の精緻化

反応器や貯蔵容器等の貨物に係る「内容物と接触するすべての部分」の解釈規定について、AGの規定をより明確化する観点から、規定の精緻化を行う。

- ・ 運用通達の3の項【通達】

##### ■ 塹壕熱リケッチア等の細菌製剤の除外

AG合意を受け、塹壕熱リケッチア及びロッキー山紅斑熱リケッチアの2つの細菌製剤について、規制対象から除外する改正を行う。

- ・ 貨物等省令第2条の2の改正【省令】

##### ■ 遺伝子及び遺伝子を改変した生物に関する解釈規定の追加

AG合意及びAGの規定を踏まえ、遺伝子を改変した生物等を規制対象から除外するとともに、併せて、規制範囲を明確化する観点から、解釈規定の精緻化を行う。

- ・ 運用通達の3の2の項の改正【通達】

## ミサイル関係（4項関係）

### ■ ロケット及び無人航空機の製造用の装置等の規定の改正

MTCRでの合意を受け、無人航空機の製造用の装置等を新たに規制対象として指定するとともに、ロケットの製造用の装置等の規制対象範囲を変更する改正を行う。

- ・ 輸出令別表第1の4の項（1の2）の改正【政令】
- ・ 貨物等省令第3条1号、第1号の2の改正【省令】
- ・ 運用通達の4の項【通達】

### ■ エアゾール噴霧用の無人航空機に関する規定の精緻化

当該貨物については、「エアゾールを噴霧できるように～運搬することができる～」と規定しているところ、MTCRの規定をより忠実に訳出し、「エアゾールを噴霧するように～運搬するように設計した～」に改め、規定の精緻化を行う。

- ・ 貨物等省令第3条第1号の3の改正【省令】

### ■ ハイブリッドロケット推進装置に関する規定の改正

当該貨物については、MTCRにおける規定箇所（カテゴリ）が変更されたことを踏まえ、ロケットに使用するハイブリッドロケット推進装置等について、所要の改正を行う。

- ・ 貨物等省令第3条第2条イ、第3号チの改正【省令】

### ■ マルエージング鋼に関する規定の改正

MTCRでの合意を受け、マルエージング鋼について、最大引っ張り強度について、固溶化熱処理段階と析出硬化熱処理段階の場合を規定する等の規制対象範囲を変更する改正を行う。

- ・ 貨物等省令第3条第16号トの改正【省令】

### ■ フェロセン誘導体の解釈の追加

MTCRでの合意を受け、フェロセン誘導体の解釈の明確化の観点から、当該貨物の解釈通達について所要の改正を行う。

- ・ 運用通達の4の項【通達】

#### 先端材料関連（５の項関係）

##### ■ 芳香族ポリイミドの仕様に関する規定の精緻化

芳香族ポリイミドの製品を規制する貨物等省令第四条第三号について、WAの原文を踏まえて規定の精緻化を行う。

- ・ 貨物等省令第４条第３号【省令】

##### ■ ビスマレイド、芳香族ポリアミドイミド等の重合体の仕様に関する規定の改正

今般のWA合意を受けて、規制品目のガラス転移点の温度に関する規定を改正する。

- ・ 貨物等省令第４条第１３号イ、への改正【省令】

#### 材料加工関連（６の項関係）

##### ■ 工作機械の仕様及び工作機械に係る技術の仕様に関する規定の改正及び精緻化

直線軸の位置決め精度の基準となるISO認証が1997年版から2006年版に更新されたことを反映させた今般のWA合意に基づき、関係規定を改正するとともに、規定の精緻化を行う。

- ・ 貨物等省令第５条第２号イ、ロ、ハ、ホ及び第十八条第一項第一号の改正【省令】
- ・ 運用通達の６の項【通達】
- ・ 役務通達の６の項【通達】
- ・ 申告値通達【通達】

##### ■ フィードバック装置の仕様に関する規定の改正

フィードバック装置に関する規定について、今般のWA会合において各国におけるレジーム合意の運用状況を確認した結果及びWA原文の趣旨を踏まえ、改正を行う。

- ・ 貨物等省令第５条第１０号イ、ロの改正【省令】

#### エレクトロニクス関連（７の項関係）

##### ■ ダイレクト・デジタル・シンセサイザ集積回路に関する規定の追加

今般のWA合意において、ダイレクト・デジタル・シンセサイザ集積回路が

規制対象として追加されたため、関係規定について所要の改正を行う。

- ・ 貨物等省令第6条第1号ヲの新設、口の改正、第19条第1項第2号口の改正【省令】
- ・ 運用通達の7の項【通達】

■ 化合物半導体を用いたデジタル方式の集積回路の仕様に関する規定の改正  
今般のWA合意で、化合物半導体を用いた記憶素子用のデジタル方式の集積回路に関する規定が削除されたことを踏まえ、所要の改正を行う。

- ・ 貨物等省令第6条第1号ヌの改正【省令】

■ ハーモニックミキサ又はコンバータの仕様に関する規定の精緻化

WA原文を踏まえ、貨物等省令第六条第二号リに、「第十二号ハ及び第十三号ホ」を規制対象として追加し、規定を精緻化する。

- ・ 貨物等省令第6条第2号リの改正【省令】

■ 周波数シンセサイザーを用いた組立品の仕様に関する規定の改正

今般のWA合意を受けて、対象品目の合成出力周波数範囲及び周波数切換えの所要時間に関する規定を改めるとともに、新設された要件を（六）、（七）として追加する。

- ・ 貨物等省令第6条第2号ワ（五）の改正、（六）、（七）の新設【省令】

■ セルの仕様に関する規定の改正

今般のWA合意を受けて、対象品目のエネルギー密度に関する規定を改正する。

- ・ 貨物等省令第6条第5号口の改正【省令】

■ 周波数シンセサイザーを用いた信号発生器の仕様に関する規定の改正

今般のWA合意を受けて、対象品目のパルス幅及び搬送に対する1ヘルツあたりの単側波帯位相雑音に関する規定を改正する。

- ・ 貨物等省令第6条第13号イ、ニの改正【省令】
- ・ 運用通達の7の項【通達】

■ ネットワークアナライザーに関する規定の改正

今般のWA合意を受けて、対象品目の動作周波数帯域に関する規定を改正する。

- ・ 貨物等省令第6条第14号イの改正【省令】

■ マイクロ波用試験受信機に関する規定の改正

今般のWA合意を受けて、対象品目の使用可能周波数に関する規定を改正する。

- ・ 貨物等省令第6条第15号イの改正【省令】

■ プラズマ増殖型の化学的気相成長装置に関する規定の削除

「プラズマ増殖型の化学的気相成長装置」を規制対象から除外した今般のWA合意を踏まえ、貨物等省令上も規制対象から削除するほか、関係規定について所要の改正を行う。

- ・ 貨物等省令第6条第17号ニ、ホの改正【省令】

■ マスク又はレチクルの仕様に関する規定の精緻化

WA原文を踏まえ、マスク又はレチクルであって、第8号の3に該当する集積回路の製造用のもの及び集積回路の製造用のインプリントリソグラフィテンプレートについても規制対象とするため、規定の精緻化を行う。

- ・ 貨物等省令第6条第17号の改正【省令】

■ レジストの仕様に関する規定の改正

WA原文を踏まえ、規制対象となるレジストの仕様につき、規定の精緻化を行う。

- ・ 貨物等省令第6条第19号ロ、ハ、ニの改正【省令】

■ 有機金属化学的気相成長反応炉に係る技術の仕様に関する規定の改正

貨物等省令第十九条第一項第一号及び第三号では、第六条で規定された貨物に係る技術のうち、WA上機微品目（SL貨物）として定められているものに係る技術を規定している。有機金属化学的気相成長反応炉をSL貨物から除外した今般のWA合意を踏まえ、当該貨物にかかる技術を規制対象外とするため、所要の改正を行う。

- ・ 貨物等省令第19条第1項第1、2、3号の改正【省令】

■ 半導体素子、集積回路等の製造装置等に関する規定の改正

今般のWA会合において、SL貨物から「半導体素子、集積回路等の製造装置等」が削除されたことを踏まえ、所要の改正を行う。

- ・ 輸出令別表第三の三の改正【政令】
- ・ 輸出令別表第三の三の規定により経済産業大臣が定める貨物【告示】

## コンピュータ関連（８の項関係）

### ■ デジタル電子計算機等の仕様に関する規定の改正

今般のWA合意を受けて、規制対象となる「デジタル電子計算機、その附属装置若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品」の仕様のうち、第7条第3号イ（フォールトトレラント機能を有するもの）を削除し、加重最高性能に関する規定を1.5実効テラ演算超から3.0実効テラ演算超に改正する。また、関係規定について所要の改正を行う。

- ・ 貨物等省令第7条第3号イの削除、ハ、ホの改正、第20条第2項の改正【省令】

## 通信関連（9の項関係）

### ■ 無線通信傍受装置とその部分品等に関する

今般のWA合意を踏まえ、「無線通信傍受装置又はその部分品」を新たに規制対象とするための所要の改正を行う。

- ・ 輸出令別表第一9の項（5の5）の新設【政令】
- ・ 貨物等省令第8条第5号の5、第7条3号ル、第8条第1号及び第7号、第21条第2項【省令】
- ・ 運用通達の9の項【通達】

### ■ 無線送受信機の仕様に関する規定の改正

今般のWA合意を受けて、対象品目の設計目的に関する規定を改正する。

- ・ 貨物等省令第8条第2号の改正【省令】

### ■ 伝送通信装置若しくは電子式交換装置の設計用の装置又はその部分品若しくは付属品、及び関係する技術の仕様に関する規定の削除

「非対応網で動作する共通線信号機能を有するもの」を規制対象から削除した今般のWA合意を踏まえ、所要の改正を行う。

- ・ 貨物等省令第8条第8の2号ハ、第21条第2項第3の2号ホ【省令】

### ■ 副次的暗号の仕様に関する規定の改正

2009年のWAにおいて「規制対象の暗号機能を有する電子計算機のうち、副次的暗号及び副次的暗号プログラム」が適用除外とされ、これに包含される部分が削除されたことを踏まえ、関係規定について所要の改正を行う。（国内において運用が定着するまで削除を保留していたもの。）



- ・ 貨物等省令第8条第9号ト、チ、ワの削除、レの新設【省令】
- ・ 運用通達の9の項【通達】

■ 暗号装置の機能を、規制されるレベルに到達させるために必要な部分品等の仕様に関する規定の精緻化

一 昨年のWAの合意により、「暗号装置の機能を、規制されるレベルに到達させるために必要な部分品等」が規制対象に追加されたことを受けて、貨物等省令に第8条第9の2号、第21条第16号及び第17号の規定を追加したところ、昨年のWA会合において貨物の他にプログラムも含まれることが確認されたため、規定の精緻化を行う。

- ・ 貨物等省令第8条第9号の2号、第21条第16号、第17号の改正【省令】

■ 暗号装置等と同等の機能を有する技術の仕様に関する規定の改正

WA原文を踏まえ、第21条第1項第9号の対象から第8条第9の2号を除外し、規定を精緻化する。

- ・ 貨物等省令第21条第1項第9号の改正【省令】

■ 伝送通信装置等に関する技術の仕様に関する規定の改正

今般のWA合意を受けて、規制品目の総合伝送速度に関する規定を改正する。

- ・ 貨物等省令第21条第2項第3の2号イの改正【省令】

センサー・レーザー関連（10の項関係）

■ 輸出令別表第一の十の項に掲げる貨物に係る技術の仕様に関する規定の精緻化

WA原文がSL規制対象技術の仕様として定めている内容のうち、貨物等省令第9条第11号イ、ワ、ヲに対応する部分について規定が漏れていたため、規定の精緻化を行う。

- ・ 貨物等省令第22条第1項第2号の改正【省令】

航法関連（11の項関係）

■ ジャイロ天測航法装置等の部分品の追加

「ジャイロ天測航法装置、天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置」は、輸出令別表第一11の項（4）で

規定していたところであるが、今般のWA合意において、当該貨物の「部分品」も規制対象品目として追加されたことから、所要の改正を行う。

- ・ 輸出令別表第一 11 の項（4）の改正【政令】

■ ジャイロ天測航空装置等の仕様に関する規定の追加

今般のWA合意において、ジャイロ天測航法装置等について、規制対象貨物の名称が「スタートラッカー」に変更され、貨物の規制条件である方位精度が5秒以下から20秒以下に変更になり、さらに、当該貨物の部分品が規制対象に追加されたことから、所要の改正を行う。

- ・ 貨物等省令第10条第4号イ、ロの改正【省令】
- ・ 運用通達の11の項【通達】

■ 潜水艇の部分品又は付属装置に関する規定の改正

潜水艇の部分品又は付属装置に関する規制内容を変更した今般のWA合意を踏まえ、所要の改正を行う。

- ・ 貨物等省令第11条第4号ニの改正【省令】

■ 姿勢方位基準装置等に係る技術の仕様に関する規定の改正

姿勢方位基準装置、慣性航法装置その他の慣性装置を使用するためのプログラムについて、規制内容を変更した今般のWA合意を踏まえ、所要の改正を行う。

- ・ 貨物等省令第23条第2項第1号の改正【省令】

■ デジタル飛行管理装置に係る技術の仕様に関する規定の改正

今般のWA合意を踏まえ、ラスター型ヘッドアップディスプレイの設計に係る技術を削除する等の改正を行う。

- ・ 貨物等省令第23条第3項第2号トの改正【省令】

■ 航空機用の自動方向探知装置に係る技術の仕様に関する規定の改正

航空機用の自動方向探知装置の設計又は製造にかかる技術を規制対象から除外した今般のWA合意を受けて、所要の改正を行う。

- ・ 貨物等省令第23条第3項第4号の削除【省令】

■ アクティブ飛行制御装置に係る技術の仕様に関する改正

貨物等省令第23条第3項第5号ホは、括弧内でプログラム及び超短波全方位無線標識等について除外規定を設けているが、当該部分を省令から削除し

通達に規定する。

- ・ 貨物等省令第23条第3項第5号の改正【省令】
- ・ 役務通達の11の項【通達】

#### 推進装置関連（13の項関係）

##### ■ ブレードのチップインクリアランスをアクティブ制御するための装置に係る技術の仕様に関する改正

「ブレードのチップインクリアランスをアクティブ制御するための装置を使用するのに必要なプログラム」を規制対象から除外した今般のWA合意を踏まえ、所要の改正を行う。

- ・ 貨物等省令第25条第2項第3号2の削除【省令】

##### ■ 無人航空機又はその部分品若しくは付属装置に係る使用の技術に係る規定の改正

「無人航空機又はその部分品若しくは付属装置を使用するために設計したプログラム」はWA及び貨物等省令上規制対象となっていたが、今般のWA合意において、「使用」は操作に係るものに限るとされたことを踏まえ、所要の改正を行う。

- ・ 貨物等省令第25条第2項第3号ホの改正【省令】
- ・ 運用通達の13の項【通達】

##### ■ ガスタービンエンジンの部分品に係る技術の仕様に関する規定の改正

今般のWA合意において、規制対象となる技術の範囲に変更があったことを踏まえ、所要の改正を行う。

- ・ 貨物等省令第25条第3項第2号イ、ルの改正【省令】
- ・ 役務通達の13の項【通達】

#### 機微品目関連（15の項関係）

##### ■ 目標自動識別レーダーに関する規定の削除

これまでWA合意において「目標を自動的に識別する機能を有するレーダー」は規制対象とされていたが、今般、民生用のものは存在しないことが判明したため、規制対象から除外されたことを踏まえ、当該規定及び仕様を定める省令を削除する。

- ・ 輸出令別表第一15の項（7）の削除【政令】

- ・ 貨物等省令第14条第8号の改正【省令】

■ 海底用又は港湾用ケーブルシステムの仕様に関する規定の改正

「海底用又は港湾用ケーブルシステム」については、WAの合意を踏まえ規制対象に規定していたが、今般のWA合意を受けて、「港湾ケーブル用のハイドロホンアレー」に改正する。

- ・ 貨物等省令第14条第6号の改正【省令】

■ ガスタービンエンジンの部分品に係る技術の設計に必要なプログラムに関する規定の精緻化

WA合意においてVSLとして定められた技術及びプログラムのうち、一部プログラムは現行貨物等省令上規定がなされていなかったため、ガスタービンエンジンの部分品に関する技術を規制している第6項に新たに第2号を新設し、規定を精緻化する。

- ・ 貨物等省令第27条第6項第2号の新設【省令】

キャッチオール関連（16項関係）

■ 特に通常兵器の開発等に用いられる危険性の高い品目の追加

焼結磁石及びその製造用の装置等を16の項（1）の通常兵器の開発等に用いられる危険性の高い品目として新たに規定する。

- ・ 輸出令別表第1の16の項（1）の改正【政令】
- ・ 貨物等省令第14条の2第1号の2及び第1号の3の改正【省令】

複数の項に関連する改正

■ スピニング加工機に関する規定の改正

しごきスピニング加工機については、4の項及び6の項で規制対象としていたが、今般のWA合意で規制対象の仕様が変更され、6の項で規制対象としたものは4の項に包含されることとなったため、所要の改正を行う。

絞りスピニング加工機については、WA合意を踏まえ、所要の改正を行う。

- ・ 輸出令別表第1の6の項の改正【政令】
- ・ 貨物等省令第5条第11号の改正【省令】

■ 市販品暗号特例の改正

規制対象であるが特例により許可不要となっている市販品暗号装置等につ

いて、規制対象品目等から除外し、非該当化する。

- ・ 輸出令第4条第1項第6号【政令】
- ・ 貨物等省令第8条第9号から第12号までの改正【省令】
- ・ 貿易外省令第9条第2項第14号口の削除【省令】
- ・ 使用技術告示第3号の削除【告示】
- ・ 市販暗号告示の廃止【告示】
- ・ 運用通達の9の項【通達】
- ・ 役務通達の9の項【通達】

#### ■ 簡易爆弾装置の妨害装置の仕様に関する規定の改正

「妨害電波により無線制御された簡易爆発装置をあらかじめ爆発させ、又は起爆を阻止するように設計した電子式の装置」については、2010年度のW A合意において、規制対象を限定した上で、V S Lのリストに規制対象として追加することとなったことを踏まえ、関係規定について所要の改正を行う。

- ・ 輸出令別表第一14の項、15の項の改正【政令】
- ・ 貨物等省令第13条第9項第3号、第14条第5号の2、第8条第6号、第27条第1項第3号の改正【省令】

## (2) その他改正

#### ■ ホワイト国の見直し

ブルガリアをホワイト国（輸出令別表第3に掲げられている地域のことで、キャッチオール規制の規制対象外となる）として、新たに追加する。

- ・ 輸出令別表第三の改正【政令】
- ・ 運用通達の別表第一の別紙【通達】
- ・ 提出書類通達の別表3【通達】
- ・ 内部規程の様式3【通達】
- ・ 包括要領【通達】

#### ■ 貨物内蔵プログラムの特例に関する規定の改正

貨物に内蔵されたプログラムの許可不要の特例について、「書換え、取替えが物理的に困難であるもの」の特例の要件を削除する。

- ・ 貿易外省令第9条第2項第14号ハ（一）の削除【省令】
- ・ 使用技術告示の改正【告示】

■ 防衛省向け居住者間取引の特例に関する規定の追加

特定国において防衛省に対し技術を提供する取引について、許可不要の特例措置を新たに規定する。

- ・ 貿易外省令第9条第2項第2号の2の新設【省令】

※その他、技術的な観点から所要の改正を行う。